

議案第24号

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月24日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

令和8年4月1日付け組織改正に伴い、世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「教育環境課」を「施設計画課
施設整備課」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（全ての職員の職責）

第6条の2 職員は、次条に定める分掌事務及び担当事務のほか、災害及び健康危機に係る施策の策定及び推進に関する事務を掌理する。

第7条第1項の表以外の部分中「教育環境課」を「施設計画課、施設整備課」に改め、同表教育総務課の部経理系の項第3号中「借入れ」を「借受け」に改め、同表学校健康推進課の部学校給食系の項に次の1号を加える。

(6) 学校給食費の収納及び管理に関すること。

第7条第1項の表学校健康推進課の部公会計担当係長の項を削り、同表教育環境課の部中「教育環境課」を「施設計画課」に改め、同部教育環境担当係長の項中「教育環境担当係長」を「施設計画担当係長」に改め、同項第2号中「施設台帳の総括」を「学校教育施設に係る計画及び整備方針等」に改め、同項第3号中「用地取得」の次に「及び財産処理等」を加え、同項第4号中「義務教育施設整備基金」を「義務教育施設整備基金等」に改め、同項第5号中「学校教育施設の建設及び維持管理」を「施設計画課及び施設整備課間の連絡調整」に改め、同項中第6号から第9号までを削り、同部の次に次のように加える。

施設整備課

施設整備担当係長

- (1) 施設台帳の総括に関すること。
- (2) 学校教育施設の建設及び維持管理に関すること。
- (3) 学校教育施設の増改築及び改修等に関すること。
- (4) 学校教育施設の増改築及び改修に係る国庫補助に関すること。
- (5) 学校教育施設の改築に係る基本構想に関すること。
- (6) 工事検査に関すること。

第7条第2項の表学校職員課の部職員系の項中第7号及び第8号を削り、第9号を

第7号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同表教育指導課の部人事係の項第1号中「幼稚園教職員、学校栄養職員」を「学校栄養職員」に改め、同項第2号中「（幼稚園に係る者を除く。）」を削り、同項第3号中「幼稚園教職員、学校栄養職員」を「学校栄養職員」に改め、同項第4号中「幼稚園教職員」を「学校栄養職員及び事務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区教育委員会事務局組織規則 平成4年3月25日世教委規則第1号</p> <p>改正</p> <p>平成4年12月25日世教委規則第19号 平成5年3月25日世教委規則第1号 平成6年3月30日世教委規則第3号 平成7年3月31日世教委規則第7号 平成8年3月29日世教委規則第1号 平成8年10月17日世教委規則第4号 平成9年3月27日世教委規則第1号 平成10年3月26日世教委規則第1号 平成10年7月29日世教委規則第10号 平成11年1月27日世教委規則第1号 平成11年3月25日世教委規則第2号 平成12年3月30日世教委規則第2号 平成13年3月28日世教委規則第4号 平成13年9月28日世教委規則第19号 平成14年1月10日世教委規則第2号 平成14年3月29日世教委規則第6号 平成15年3月25日世教委規則第1号 平成15年10月17日世教委規則第7号 平成16年3月25日世教委規則第4号 平成17年3月25日世教委規則第5号 平成18年3月17日世教委規則第2号 平成19年3月23日世教委規則第1号 平成20年3月27日世教委規則第6号</p>	<p>○世田谷区教育委員会事務局組織規則 平成4年3月25日世教委規則第1号</p> <p>改正</p> <p>平成4年12月25日世教委規則第19号 平成5年3月25日世教委規則第1号 平成6年3月30日世教委規則第3号 平成7年3月31日世教委規則第7号 平成8年3月29日世教委規則第1号 平成8年10月17日世教委規則第4号 平成9年3月27日世教委規則第1号 平成10年3月26日世教委規則第1号 平成10年7月29日世教委規則第10号 平成11年1月27日世教委規則第1号 平成11年3月25日世教委規則第2号 平成12年3月30日世教委規則第2号 平成13年3月28日世教委規則第4号 平成13年9月28日世教委規則第19号 平成14年1月10日世教委規則第2号 平成14年3月29日世教委規則第6号 平成15年3月25日世教委規則第1号 平成15年10月17日世教委規則第7号 平成16年3月25日世教委規則第4号 平成17年3月25日世教委規則第5号 平成18年3月17日世教委規則第2号 平成19年3月23日世教委規則第1号 平成20年3月27日世教委規則第6号</p>

改正後	改正前
<p>平成21年3月27日世教委規則第4号 平成22年3月29日世教委規則第10号 平成24年3月30日世教委規則第3号 平成25年3月29日世教委規則第1号 平成26年3月14日世教委規則第2号 平成27年3月13日世教委規則第7号 平成28年3月25日世教委規則第8号 平成29年3月17日世教委規則第4号 平成30年3月30日世教委規則第6号 平成30年11月30日世教委規則第14号 平成31年3月29日世教委規則第4号 令和2年3月24日世教委規則第9号 令和3年3月29日世教委規則第2号 令和3年12月10日世教委規則第15号 令和4年3月11日世教委規則第3号 令和5年3月29日世教委規則第4号 令和6年3月27日世教委規則第5号 令和7年3月27日世教委規則第12号 <u>令和8年3月27日世教委規則第〇号</u></p>	<p>平成21年3月27日世教委規則第4号 平成22年3月29日世教委規則第10号 平成24年3月30日世教委規則第3号 平成25年3月29日世教委規則第1号 平成26年3月14日世教委規則第2号 平成27年3月13日世教委規則第7号 平成28年3月25日世教委規則第8号 平成29年3月17日世教委規則第4号 平成30年3月30日世教委規則第6号 平成30年11月30日世教委規則第14号 平成31年3月29日世教委規則第4号 令和2年3月24日世教委規則第9号 令和3年3月29日世教委規則第2号 令和3年12月10日世教委規則第15号 令和4年3月11日世教委規則第3号 令和5年3月29日世教委規則第4号 令和6年3月27日世教委規則第5号 令和7年3月27日世教委規則第12号</p>
<p>世田谷区教育委員会事務局組織規則 世田谷区教育委員会事務局処務規則（昭和55年4月世田谷区教育委員会規則第1号）の全部を改正する。 （目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、世田谷区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織その他に関し規定することを目的とする。 （課の設置等）</p>	<p>世田谷区教育委員会事務局組織規則 世田谷区教育委員会事務局処務規則（昭和55年4月世田谷区教育委員会規則第1号）の全部を改正する。 （目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、世田谷区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織その他に関し規定することを目的とする。 （課の設置等）</p>

改正後	改正前
<p>第2条 事務局に次の課及び担当課を置く。</p> <p>教育総務課 学校健康推進課 <u>施設計画課</u> <u>施設整備課</u> 生涯学習課 学校職員課 教育指導課 学務課 地域学校連携課 教育相談課 教育DX推進担当課 事業推進担当課 支援教育課 乳幼児教育・保育支援課</p> <p>2 前項の課及び担当課の係等は、第7条に定めるとおりとする。 (教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長等の職及び職責)</p> <p>第3条 事務局に教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長を置く。</p> <p>2 事務局に教育監、担当部長及び参事を置くことができる。</p> <p>3 教育政策・生涯学習部長は、世田谷区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 学校教育部長、教育総合センター長及び担当部長は、教育長の命を受け、担任の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>5 教育監は、教育長の命を受け、教育政策に係る専門的事項に関し、教育長を補佐する。</p>	<p>第2条 事務局に次の課及び担当課を置く。</p> <p>教育総務課 学校健康推進課 <u>教育環境課</u> 生涯学習課 学校職員課 教育指導課 学務課 地域学校連携課 教育相談課 教育DX推進担当課 事業推進担当課 支援教育課 乳幼児教育・保育支援課</p> <p>2 前項の課及び担当課の係等は、第7条に定めるとおりとする。 (教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長等の職及び職責)</p> <p>第3条 事務局に教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長を置く。</p> <p>2 事務局に教育監、担当部長及び参事を置くことができる。</p> <p>3 教育政策・生涯学習部長は、世田谷区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 学校教育部長、教育総合センター長及び担当部長は、教育長の命を受け、担任の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>5 教育監は、教育長の命を受け、教育政策に係る専門的事項に関し、教育長を補佐する。</p>

改正後	改正前
<p>6 参事は、教育長の命を受け、担任の事務を掌理する。 (課長等の職及び職責)</p> <p>第4条 課に課長を、担当課に担当課長を置く。</p> <p>2 事務局に副参事を置くことができる。</p> <p>3 課長及び担当課長は、上司の命を受け、その課又は担当課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 副参事は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。 (係長等の職及び職責)</p> <p>第5条 係に係長を置く。</p> <p>2 課及び担当課に担当係長を置くことができる。</p> <p>3 係(係を置かないところにあつては、課)及び担当課に主査を置くことができる。</p> <p>4 教育指導課、教育相談課、教育D X推進担当課、事業推進担当課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課に統括指導主事を置くことができる。</p> <p>5 教育指導課に指導主事を置く。</p> <p>6 教育相談課、教育D X推進担当課、事業推進担当課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課に指導主事を置くことができる。</p> <p>7 生涯学習課に社会教育主事を置く。</p> <p>8 係長は、上司の命を受け、その係の事務を掌理する。</p> <p>9 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。</p> <p>10 主査は、上司の命を受け、その係の事務又は担当係長の担任の事務のうち、専門的な事務等を処理する。</p> <p>11 統括指導主事は、上司の命を受け、指導主事を統括し、学校教育の指導内容に関する職務に従事する。</p> <p>12 指導主事は、上司の命を受け、学校教育の指導内容に関する職務に従事する。</p> <p>13 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育に関する職務に従事</p>	<p>6 参事は、教育長の命を受け、担任の事務を掌理する。 (課長等の職及び職責)</p> <p>第4条 課に課長を、担当課に担当課長を置く。</p> <p>2 事務局に副参事を置くことができる。</p> <p>3 課長及び担当課長は、上司の命を受け、その課又は担当課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 副参事は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。 (係長等の職及び職責)</p> <p>第5条 係に係長を置く。</p> <p>2 課及び担当課に担当係長を置くことができる。</p> <p>3 係(係を置かないところにあつては、課)及び担当課に主査を置くことができる。</p> <p>4 教育指導課、教育相談課、教育D X推進担当課、事業推進担当課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課に統括指導主事を置くことができる。</p> <p>5 教育指導課に指導主事を置く。</p> <p>6 教育相談課、教育D X推進担当課、事業推進担当課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課に指導主事を置くことができる。</p> <p>7 生涯学習課に社会教育主事を置く。</p> <p>8 係長は、上司の命を受け、その係の事務を掌理する。</p> <p>9 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。</p> <p>10 主査は、上司の命を受け、その係の事務又は担当係長の担任の事務のうち、専門的な事務等を処理する。</p> <p>11 統括指導主事は、上司の命を受け、指導主事を統括し、学校教育の指導内容に関する職務に従事する。</p> <p>12 指導主事は、上司の命を受け、学校教育の指導内容に関する職務に従事する。</p> <p>13 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育に関する職務に従事</p>

改正後	改正前
<p>する。 （その他の職員の職責）</p> <p>第6条 前3条に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p><u>（全ての職員の職責）</u></p> <p><u>第6条の2 職員は、次条に定める分掌事務及び担当事務のほか、災害及び健康危機に係る施策の策定及び推進に関する事務を掌理する。</u></p> <p>（事務局の各課等の分掌事務等）</p> <p>第7条 事務局の各課等（教育総務課、学校健康推進課、<u>施設計画課</u>、<u>施設整備</u>課及び生涯学習課に限る。）及びその係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 調整係</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 事務局内他の課等及び教育機関との連絡調整に関すること。 （2） 区長部局及び他の行政委員会等との連絡調整に関すること。 （3） 事務局の事務事業（学校教育部長及び教育総合センター長の担当事務に係るものを除く。）の進行管理に関すること。 （4） 事務局の事務改善（学校教育部長及び教育総合センター長の担当事務に係るものを除く。）に関すること。 （5） 世田谷区教育委員会の会議及び秘書に関すること。 （6） 事務局の予算、決算及び会計の総括に関すること。 （7） 事務局の予算、決算及び会計（学校教育部長及び教育総合センター長の担当事務に係るものを除く。）に関すること。 （8） 事務局の職員及び教育機関（区立幼稚園（区立認定こども園を含む。第3項の表乳幼児教育・保育支援課の部乳幼児 	<p>する。 （その他の職員の職責）</p> <p>第6条 前3条に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p>（事務局の各課等の分掌事務等）</p> <p>第7条 事務局の各課等（教育総務課、学校健康推進課、<u>教育環境</u>課及び生涯学習課に限る。）及びその係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 調整係</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 事務局内他の課等及び教育機関との連絡調整に関すること。 （2） 区長部局及び他の行政委員会等との連絡調整に関すること。 （3） 事務局の事務事業（学校教育部長及び教育総合センター長の担当事務に係るものを除く。）の進行管理に関すること。 （4） 事務局の事務改善（学校教育部長及び教育総合センター長の担当事務に係るものを除く。）に関すること。 （5） 世田谷区教育委員会の会議及び秘書に関すること。 （6） 事務局の予算、決算及び会計の総括に関すること。 （7） 事務局の予算、決算及び会計（学校教育部長及び教育総合センター長の担当事務に係るものを除く。）に関すること。 （8） 事務局の職員及び教育機関（区立幼稚園（区立認定こども園を含む。第3項の表乳幼児教育・保育支援課の部乳幼児

改正後	改正前
<p>教育・保育支援担当係長の項を除き、以下同じ。)並びに区立小学校及び区立中学校(以下「区立学校」という。)を除く。)に勤務する職員の人事及び福利厚生に関する事。</p> <p>(9) 文書等に係る取扱いの調整に関する事。</p> <p>(10) 情報公開制度に関する事。</p> <p>(11) 個人情報保護制度に関する事。</p> <p>(12) 公印に関する事。</p> <p>(13) 教育機関の設置、廃止及び位置変更に関する事。</p> <p>(14) 教育行政に関する相談に関する事。</p> <p>(15) 子どもの権利擁護委員に関する事。</p> <p>(16) 教育委員会が任命する幼稚園教育職員及び会計年度任用職員の服務監察に関する事。</p> <p>(17) 事務局内他の課等及び課内他の係等に属しない事。</p> <p>教育計画・事務調整担当係長</p> <p>(1) 教育行政の総合的な計画及び調整に関する事。</p> <p>(2) 事務局の組織の調査及び改廃並びに事案の決定手続に関する事。</p> <p>(3) 教育行政に関する広報に関する事。</p> <p>(4) 校務改善の事務調整に関する事。</p> <p>経理係</p> <p>(1) 工事、製造、修繕その他の請負契約に関する事。</p> <p>(2) 車両その他の供給委託等の契約に関する事。</p> <p>(3) 不動産の借受けに関する事。</p> <p>(4) 物品の調達に関する事。</p> <p>(5) 物件検査に関する事。</p> <p>(6) 物品の出納及び保管に関する事。</p> <p>(7) 不用品の処分に関する事。</p> <p>(8) 教育財産の管理の総括に関する事。</p>	<p>教育・保育支援担当係長の項を除き、以下同じ。)並びに区立小学校及び区立中学校(以下「区立学校」という。)を除く。)に勤務する職員の人事及び福利厚生に関する事。</p> <p>(9) 文書等に係る取扱いの調整に関する事。</p> <p>(10) 情報公開制度に関する事。</p> <p>(11) 個人情報保護制度に関する事。</p> <p>(12) 公印に関する事。</p> <p>(13) 教育機関の設置、廃止及び位置変更に関する事。</p> <p>(14) 教育行政に関する相談に関する事。</p> <p>(15) 子どもの権利擁護委員に関する事。</p> <p>(16) 教育委員会が任命する幼稚園教育職員及び会計年度任用職員の服務監察に関する事。</p> <p>(17) 事務局内他の課等及び課内他の係等に属しない事。</p> <p>教育計画・事務調整担当係長</p> <p>(1) 教育行政の総合的な計画及び調整に関する事。</p> <p>(2) 事務局の組織の調査及び改廃並びに事案の決定手続に関する事。</p> <p>(3) 教育行政に関する広報に関する事。</p> <p>(4) 校務改善の事務調整に関する事。</p> <p>経理係</p> <p>(1) 工事、製造、修繕その他の請負契約に関する事。</p> <p>(2) 車両その他の供給委託等の契約に関する事。</p> <p>(3) 不動産の借入れに関する事。</p> <p>(4) 物品の調達に関する事。</p> <p>(5) 物件検査に関する事。</p> <p>(6) 物品の出納及び保管に関する事。</p> <p>(7) 不用品の処分に関する事。</p> <p>(8) 教育財産の管理の総括に関する事。</p>

改正後	改正前
<p>(9) 教育財産の使用許可に関する事。</p> <p>(10) 教育財産に係る火災保険に関する事。</p> <p>学校健康推進課</p> <p>学校健康推進係</p> <p>(1) 学校保健衛生の事業計画及び調整に関する事。</p> <p>(2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。</p> <p>(3) 世田谷区学校保健会に関する事。</p> <p>(4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事。</p> <p>(5) 学校管理下における児童及び生徒の人身事故に関する事。</p> <p>(6) 課内他の係等に属しない事。</p> <p>学校給食係</p> <p>(1) 学校給食の計画及び運営に関する事。</p> <p>(2) 学校給食施設及び設備の維持運営に関する事。</p> <p>(3) 学校給食の栄養指導に関する事。</p> <p>(4) 学校給食調理場運営審議会に関する事。</p> <p>(5) 学校給食調理場との連絡調整に関する事。</p> <p>(6) <u>学校給食費の収納及び管理に関する事。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>施設計画課</u></p> <p><u>施設計画担当係長</u></p> <p>(1) 区立学校の適正配置等に係る計画、調整及び進行管理に関する事。</p> <p>(2) <u>学校教育施設に係る計画及び整備方針等</u>に関する事。</p> <p>(3) 学校教育施設の用地取得<u>及び財産処理等</u>に関する事。</p> <p>(4) 義務教育施設整備基金<u>等</u>に関する事。</p>	<p>(9) 教育財産の使用許可に関する事。</p> <p>(10) 教育財産に係る火災保険に関する事。</p> <p>学校健康推進課</p> <p>学校健康推進係</p> <p>(1) 学校保健衛生の事業計画及び調整に関する事。</p> <p>(2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。</p> <p>(3) 世田谷区学校保健会に関する事。</p> <p>(4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事。</p> <p>(5) 学校管理下における児童及び生徒の人身事故に関する事。</p> <p>(6) 課内他の係等に属しない事。</p> <p>学校給食係</p> <p>(1) 学校給食の計画及び運営に関する事。</p> <p>(2) 学校給食施設及び設備の維持運営に関する事。</p> <p>(3) 学校給食の栄養指導に関する事。</p> <p>(4) 学校給食調理場運営審議会に関する事。</p> <p>(5) 学校給食調理場との連絡調整に関する事。</p> <p><u>公会計担当係長</u></p> <p><u>(1) 学校給食費の収納及び管理に関する事。</u></p> <p><u>教育環境課</u></p> <p><u>教育環境担当係長</u></p> <p>(1) 区立学校の適正配置等に係る計画、調整及び進行管理に関する事。</p> <p>(2) <u>施設台帳の総括</u>に関する事。</p> <p>(3) 学校教育施設の用地取得に関する事。</p> <p>(4) 義務教育施設整備基金に関する事。</p>

改正後	改正前
<p>(5) <u>施設計画課及び施設整備課間の連絡調整</u>に関する事。 (削除) (削除)</p> <p>(削除) (削除)</p> <p><u>施設整備課</u> <u>施設整備担当係長</u> (1) <u>施設台帳の総括に関する事。</u> (2) <u>学校教育施設の建設及び維持管理に関する事。</u> (3) <u>学校教育施設の増改築及び改修等に関する事。</u> (4) <u>学校教育施設の増改築及び改修に係る国庫補助に関する事。</u> (5) <u>学校教育施設の改築に係る基本構想に関する事。</u> (6) <u>工事検査に関する事。</u></p> <p>生涯学習課 社会教育係 (1) 郷土資料館との連絡調整に関する事。 (2) 生涯学習の計画及び調整に関する事。 (3) 生涯学習・社会教育事業の推進に関する事。 (4) 社会教育委員に関する事。 (5) 青少年委員に関する事。 (6) 青少年教育に関する事。 (7) 成人教育に関する事。 (8) P T A活動の推進に関する事。 (9) 課内他の係等に属しない事。</p> <p>社会教育担当係長（社会教育主事） (1) 生涯学習・社会教育に係る助言及び指導に関する事。</p>	<p>(5) <u>学校教育施設の建設及び維持管理</u>に関する事。 (6) 学校教育施設の増改築及び改修等に関する事。 (7) 学校教育施設の増改築及び改修に係る国庫補助に関する事。 (8) 学校教育施設の改築に係る基本構想に関する事。 (9) 工事検査に関する事。</p> <p>生涯学習課 社会教育係 (1) 郷土資料館との連絡調整に関する事。 (2) 生涯学習の計画及び調整に関する事。 (3) 生涯学習・社会教育事業の推進に関する事。 (4) 社会教育委員に関する事。 (5) 青少年委員に関する事。 (6) 青少年教育に関する事。 (7) 成人教育に関する事。 (8) P T A活動の推進に関する事。 (9) 課内他の係等に属しない事。</p> <p>社会教育担当係長（社会教育主事） (1) 生涯学習・社会教育に係る助言及び指導に関する事。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 生涯学習・社会教育に関する計画及び事業の立案に当たって専門的立場からの参画に関する事。</p> <p>団体支援・福祉教育担当係長</p> <p>(1) 社会教育関係団体(社会体育関係団体を除く。)の支援に関する事。</p> <p>(2) 音楽、美術その他文化の振興に関する事。</p> <p>(3) 福祉教育に関する事。</p> <p>(4) 障害者の学級に関する事。</p> <p>文化財係</p> <p>(1) 文化財及び埋蔵文化財の保存、調査及び活用に関する事。</p> <p>(2) 文化財保護審議会に関する事。</p> <p>(3) 文化財保護団体に関する事。</p> <p>(4) 民家園係及び郷土資料館との文化財保護に係る調整に関する事。</p> <p>(5) 宇奈根考古資料室の管理運営に関する事。</p> <p>民家園係</p> <p>(1) 次大夫堀公園民家園及び岡本公園民家園の維持運営に関する事。</p> <p>(2) 次大夫堀公園民家園及び岡本公園民家園の行事の開催に関する事。</p> <p>(3) 民俗資料の収集、調査及び活用に関する事。</p> <p>2 学校教育部長、事務局内の各課等(学校職員課、教育指導課、学務課及び地域学校連携課に限る。)及びその係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校職員課</p> <p>職員係</p> <p>(1) 教育指導課、学務課及び地域学校連携課との連絡調整に</p>	<p>(2) 生涯学習・社会教育に関する計画及び事業の立案に当たって専門的立場からの参画に関する事。</p> <p>団体支援・福祉教育担当係長</p> <p>(1) 社会教育関係団体(社会体育関係団体を除く。)の支援に関する事。</p> <p>(2) 音楽、美術その他文化の振興に関する事。</p> <p>(3) 福祉教育に関する事。</p> <p>(4) 障害者の学級に関する事。</p> <p>文化財係</p> <p>(1) 文化財及び埋蔵文化財の保存、調査及び活用に関する事。</p> <p>(2) 文化財保護審議会に関する事。</p> <p>(3) 文化財保護団体に関する事。</p> <p>(4) 民家園係及び郷土資料館との文化財保護に係る調整に関する事。</p> <p>(5) 宇奈根考古資料室の管理運営に関する事。</p> <p>民家園係</p> <p>(1) 次大夫堀公園民家園及び岡本公園民家園の維持運営に関する事。</p> <p>(2) 次大夫堀公園民家園及び岡本公園民家園の行事の開催に関する事。</p> <p>(3) 民俗資料の収集、調査及び活用に関する事。</p> <p>2 学校教育部長、事務局内の各課等(学校職員課、教育指導課、学務課及び地域学校連携課に限る。)及びその係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校職員課</p> <p>職員係</p> <p>(1) 教育指導課、学務課及び地域学校連携課との連絡調整に</p>

改正後	改正前
<p>関すること。</p> <p>(2) 学校教育部長の担当事務に係る事務事業の進行管理に関すること。</p> <p>(3) 学校教育部長の担当事務に係る事務改善に関すること。</p> <p>(4) 学校教育部長の担当事務に係る予算、決算及び会計に関すること。</p> <p>(5) 区立学校との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 学校職員（教職員を除く。以下同じ。）及び教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）の人事管理に関すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(7) 学校職員の研修に関すること。</p> <p>(8) 学校職員及び教職員並びに児童及び生徒の表彰に関すること。</p> <p>(9) 職員団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(10) 学校教育部長の担当事務のうち、教育指導課、学務課及び地域学校連携課並びに課内他の係等に属しないこと。</p> <p>働き方改革推進担当係長</p> <p>(1) 区立幼稚園及び区立学校における働き方改革に関する計画の策定及び進捗管理に関すること。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校における働き方改革の総合的な調整に関すること。</p> <p>教職員福利係</p> <p>(1) 学校職員及び教職員の福利厚生に関すること。</p> <p>(2) 学校職員の共済組合、互助組合及び互助会に関すること。</p> <p>(3) 学校職員及び幼稚園教職員の公務災害補償及び通勤災害補償に関すること。</p>	<p>関すること。</p> <p>(2) 学校教育部長の担当事務に係る事務事業の進行管理に関すること。</p> <p>(3) 学校教育部長の担当事務に係る事務改善に関すること。</p> <p>(4) 学校教育部長の担当事務に係る予算、決算及び会計に関すること。</p> <p>(5) 区立学校との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 学校職員（教職員を除く。以下同じ。）及び教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）の人事管理に関すること。</p> <p><u>(7) 幼稚園教職員の人事管理に関すること。</u></p> <p><u>(8) 幼稚園に係る講師及び補助教員の人事管理に関すること。</u></p> <p>(9) 学校職員の研修に関すること。</p> <p>(10) 学校職員及び教職員並びに児童及び生徒の表彰に関すること。</p> <p>(11) 職員団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(12) 学校教育部長の担当事務のうち、教育指導課、学務課及び地域学校連携課並びに課内他の係等に属しないこと。</p> <p>働き方改革推進担当係長</p> <p>(1) 区立幼稚園及び区立学校における働き方改革に関する計画の策定及び進捗管理に関すること。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校における働き方改革の総合的な調整に関すること。</p> <p>教職員福利係</p> <p>(1) 学校職員及び教職員の福利厚生に関すること。</p> <p>(2) 学校職員の共済組合、互助組合及び互助会に関すること。</p> <p>(3) 学校職員及び幼稚園教職員の公務災害補償及び通勤災害補償に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 学校職員及び教職員の衛生管理に関すること。</p> <p>(5) 学校職員及び教職員の被服貸与に関すること。</p> <p>教職員給与係</p> <p>(1) 学校職員及び教職員の給料、諸手当、旅費等の支給に関すること。</p> <p>(2) 学校職員及び教職員の退職手当の支給に関すること。</p> <p>教育指導課</p> <p>指導管理係</p> <p>(1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 学校経営の支援及び改善に関すること。</p> <p>(3) 教科用図書の採択及び無償給与その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>(4) 生活指導相談及び巡回教育相談に係る事務に関すること。</p> <p>(5) 教育課程に関すること。</p> <p>(6) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導等に係る事務に関すること。</p> <p>(7) 課内他の係等に属しないこと。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(3) 教職員の研修計画に関すること。</p> <p>(4) 教科用図書の採択その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 生活指導相談、巡回教育相談その他教育相談に関すること。</p> <p>(6) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項</p>	<p>(4) 学校職員及び教職員の衛生管理に関すること。</p> <p>(5) 学校職員及び教職員の被服貸与に関すること。</p> <p>教職員給与係</p> <p>(1) 学校職員及び教職員の給料、諸手当、旅費等の支給に関すること。</p> <p>(2) 学校職員及び教職員の退職手当の支給に関すること。</p> <p>教育指導課</p> <p>指導管理係</p> <p>(1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 学校経営の支援及び改善に関すること。</p> <p>(3) 教科用図書の採択及び無償給与その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>(4) 生活指導相談及び巡回教育相談に係る事務に関すること。</p> <p>(5) 教育課程に関すること。</p> <p>(6) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導等に係る事務に関すること。</p> <p>(7) 課内他の係等に属しないこと。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(3) 教職員の研修計画に関すること。</p> <p>(4) 教科用図書の採択その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 生活指導相談、巡回教育相談その他教育相談に関すること。</p> <p>(6) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項</p>

改正後	改正前
<p>の指導及び助言に関すること。</p> <p>人事係</p> <p>(1) 教職員（<u>学校栄養職員</u>及び事務職員を除く。）の任免、異動事務その他人事事務に関すること。</p> <p>(2) 講師及び補助教員の任免その他人事事務に関すること。</p> <p>(3) 教職員（<u>学校栄養職員</u>及び事務職員を除く。）の昇給及び昇格に関すること。</p> <p>(4) 教職員（<u>学校栄養職員</u>及び<u>事務職員</u>を除く。）の服務監察に関すること。</p> <p>学務課</p> <p>学事係</p> <p>(1) 区立学校の維持運営に関すること。</p> <p>(2) 教材、教具及び管理備品の整備充実に関すること。</p> <p>(3) 要保護及び準要保護世帯の児童及び生徒の就学援助費に関すること。</p> <p>(4) 児童及び生徒の就学奨励費に関すること。</p> <p>(5) 課内他の係に属しないこと。</p> <p>学校運営係</p> <p>(1) 連合行事に関すること。</p> <p>(2) 移動教室その他の校外学習に関すること。</p> <p>(3) 河口湖林間学園の維持運営に関すること。</p> <p>就学係</p> <p>(1) 児童及び生徒の就学に関すること。</p> <p>(2) 学級編制に関すること（特別支援学級を除く。）。</p> <p>(3) 通学区域に関すること。</p> <p>(4) 海外帰国児童及び生徒の教育に関すること。</p> <p>地域学校連携課</p>	<p>の指導及び助言に関すること。</p> <p>人事係</p> <p>(1) 教職員（<u>幼稚園教職員</u>、<u>学校栄養職員</u>及び事務職員を除く。）の任免、異動事務その他人事事務に関すること。</p> <p>(2) 講師及び補助教員（<u>幼稚園に係る者を除く。</u>）の任免その他人事事務に関すること。</p> <p>(3) 教職員（<u>幼稚園教職員</u>、<u>学校栄養職員</u>及び事務職員を除く。）の昇給及び昇格に関すること。</p> <p>(4) 教職員（<u>幼稚園教職員</u>を除く。）の服務監察に関すること。</p> <p>学務課</p> <p>学事係</p> <p>(1) 区立学校の維持運営に関すること。</p> <p>(2) 教材、教具及び管理備品の整備充実に関すること。</p> <p>(3) 要保護及び準要保護世帯の児童及び生徒の就学援助費に関すること。</p> <p>(4) 児童及び生徒の就学奨励費に関すること。</p> <p>(5) 課内他の係に属しないこと。</p> <p>学校運営係</p> <p>(1) 連合行事に関すること。</p> <p>(2) 移動教室その他の校外学習に関すること。</p> <p>(3) 河口湖林間学園の維持運営に関すること。</p> <p>就学係</p> <p>(1) 児童及び生徒の就学に関すること。</p> <p>(2) 学級編制に関すること（特別支援学級を除く。）。</p> <p>(3) 通学区域に関すること。</p> <p>(4) 海外帰国児童及び生徒の教育に関すること。</p> <p>地域学校連携課</p>

改正後	改正前
<p>地域学校連携担当係長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校運営協議会の設置及び運営支援に関すること。 (2) 学校支援地域本部に関すること。 (3) 児童の放課後の遊び場並びに児童及び生徒の課外活動に関すること。 (4) 区内大学等との教育活動に係る連携に関すること。 (5) 区立中学校の部活動への支援及び区立中学校の部活動の地域移行に関すること。 (6) 区立小学校のスポーツ教室に関すること。 (7) 区立学校施設の利用及び利用に係る調整に関すること。 (8) 総合型地域スポーツ・文化クラブに関すること。 <p>3 教育総合センター長、事務局内の各課等（教育相談課、教育D X推進担当課、事業推進担当課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課に限る。）及びその係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育相談課</p> <p>教育総合センター管理係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育D X推進担当課、事業推進担当課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課との連絡調整に関すること。 (2) 教育総合センター長の担当事務に係る事務事業の進行管理に関すること。 (3) 教育総合センター長の担当事務に係る事務改善に関すること。 (4) 教育総合センター長の担当事務に係る予算、決算及び会計に関すること。 (5) 教育総合センターの維持管理に関すること。 (6) 教育総合センター長の担当事務のうち、教育D X推進担当課、事業推進担当課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援 	<p>地域学校連携担当係長</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校運営協議会の設置及び運営支援に関すること。 (2) 学校支援地域本部に関すること。 (3) 児童の放課後の遊び場並びに児童及び生徒の課外活動に関すること。 (4) 区内大学等との教育活動に係る連携に関すること。 (5) 区立中学校の部活動への支援及び区立中学校の部活動の地域移行に関すること。 (6) 区立小学校のスポーツ教室に関すること。 (7) 区立学校施設の利用及び利用に係る調整に関すること。 (8) 総合型地域スポーツ・文化クラブに関すること。 <p>3 教育総合センター長、事務局内の各課等（教育相談課、教育D X推進担当課、事業推進担当課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課に限る。）及びその係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育相談課</p> <p>教育総合センター管理係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育D X推進担当課、事業推進担当課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課との連絡調整に関すること。 (2) 教育総合センター長の担当事務に係る事務事業の進行管理に関すること。 (3) 教育総合センター長の担当事務に係る事務改善に関すること。 (4) 教育総合センター長の担当事務に係る予算、決算及び会計に関すること。 (5) 教育総合センターの維持管理に関すること。 (6) 教育総合センター長の担当事務のうち、教育D X推進担当課、事業推進担当課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援

改正後	改正前
<p>課並びに課内他の係等に属しないこと。</p> <p>教育相談係</p> <p>(1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 教育相談に係る事務事業に関すること。</p> <p>(3) 教育相談に係る学務課及び教育指導課との連絡調整に関すること。</p> <p>学びの多様化学校準備担当係長</p> <p>(1) 学びの多様化学校（不登校特例校）の設置及び維持運営に関すること。</p> <p>(2) 分教室の維持運営に関すること。</p> <p>不登校支援担当係長</p> <p>(1) 不登校児童・生徒の支援に関すること。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(3) 教育相談に関すること。</p> <p>(4) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>教育DX推進担当課</p> <p>教育DX推進担当係長</p> <p>(1) 事務局並びに区立幼稚園及び区立学校の情報化に係る政策の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 区立学校の学習系ネットワークの適正な運営及び管理に関すること。</p> <p>(3) 区立学校の校務系ネットワークの適正な運営及び管理に関すること。</p>	<p>課並びに課内他の係等に属しないこと。</p> <p>教育相談係</p> <p>(1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 教育相談に係る事務事業に関すること。</p> <p>(3) 教育相談に係る学務課及び教育指導課との連絡調整に関すること。</p> <p>学びの多様化学校準備担当係長</p> <p>(1) 学びの多様化学校（不登校特例校）の設置及び維持運営に関すること。</p> <p>(2) 分教室の維持運営に関すること。</p> <p>不登校支援担当係長</p> <p>(1) 不登校児童・生徒の支援に関すること。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(3) 教育相談に関すること。</p> <p>(4) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>教育DX推進担当課</p> <p>教育DX推進担当係長</p> <p>(1) 事務局並びに区立幼稚園及び区立学校の情報化に係る政策の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 区立学校の学習系ネットワークの適正な運営及び管理に関すること。</p> <p>(3) 区立学校の校務系ネットワークの適正な運営及び管理に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 指導主事に属しないこと。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の情報化に関すること。</p> <p>(3) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>事業推進担当課</p> <p>事業推進担当係長</p> <p>(1) 教育総合センターに係る事業（教育相談課、教育DX推進担当課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課が行うものを除く。）の推進及び調整に関すること。</p> <p>教育研究・研修推進担当係長</p> <p>(1) 学校経営、研究及び研修の支援並びにこれらの改善に関すること。</p> <p>(2) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(3) 課内他の担当係長等に属しないこと。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。</p> <p>(2) 教職員の研修計画に関すること。</p> <p>(3) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>支援教育課</p> <p>支援教育担当係長</p> <p>(1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 特別支援学級の維持運営に関すること。</p> <p>(3) 特別支援学級の学級編制に関すること。</p>	<p>(4) 指導主事に属しないこと。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の情報化に関すること。</p> <p>(3) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>事業推進担当課</p> <p>事業推進担当係長</p> <p>(1) 教育総合センターに係る事業（教育相談課、教育DX推進担当課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課が行うものを除く。）の推進及び調整に関すること。</p> <p>教育研究・研修推進担当係長</p> <p>(1) 学校経営、研究及び研修の支援並びにこれらの改善に関すること。</p> <p>(2) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(3) 課内他の担当係長等に属しないこと。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。</p> <p>(2) 教職員の研修計画に関すること。</p> <p>(3) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>支援教育課</p> <p>支援教育担当係長</p> <p>(1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 特別支援学級の維持運営に関すること。</p> <p>(3) 特別支援学級の学級編制に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 就学相談に関する事。</p> <p>(5) 特別支援教育の推進に関する事。</p> <p>(6) 指導主事に属しない事。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関する事。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関する事。</p> <p>(3) 特別支援教育に関する事。</p> <p>(4) 教育に関する調査及び研究に関する事。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関する事。</p> <p>乳幼児教育・保育支援課</p> <p>乳幼児教育・保育支援担当係長</p> <p>(1) 区立幼稚園及び区立認定こども園の維持運営及び保育料に関する事。</p> <p>(2) 乳幼児教育・保育施策に係る計画の策定及び推進に関する事。</p> <p>(3) 区立幼稚園の用途転換等に係る計画の推進に関する事。</p> <p>(4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関する事。</p> <p>(5) 課内他の担当係長等に属しない事。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関する事。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導に関する事。</p> <p>(3) 乳幼児教育・保育施策の推進に関する事。</p> <p>(4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関する事。</p> <p>(5) 教育に関する調査及び研究に関する事。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項</p>	<p>(4) 就学相談に関する事。</p> <p>(5) 特別支援教育の推進に関する事。</p> <p>(6) 指導主事に属しない事。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関する事。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関する事。</p> <p>(3) 特別支援教育に関する事。</p> <p>(4) 教育に関する調査及び研究に関する事。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関する事。</p> <p>乳幼児教育・保育支援課</p> <p>乳幼児教育・保育支援担当係長</p> <p>(1) 区立幼稚園及び区立認定こども園の維持運営及び保育料に関する事。</p> <p>(2) 乳幼児教育・保育施策に係る計画の策定及び推進に関する事。</p> <p>(3) 区立幼稚園の用途転換等に係る計画の推進に関する事。</p> <p>(4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関する事。</p> <p>(5) 課内他の担当係長等に属しない事。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関する事。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導に関する事。</p> <p>(3) 乳幼児教育・保育施策の推進に関する事。</p> <p>(4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関する事。</p> <p>(5) 教育に関する調査及び研究に関する事。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項</p>

改正後	改正前
<p>の指導及び助言に関すること。</p> <p>乳幼児教育担当係長</p> <p>(1) 乳幼児教育・保育施策の推進及び幼稚園、保育所等との連携に関すること。</p> <p>(公文書等の取扱い)</p> <p>第8条 公文書等の取扱いについては、別に定める場合を除き、区長部局の例による。</p> <p>(個人情報取扱い)</p> <p>第9条 個人情報の取扱いについては、別に定める場合を除き、区長部局の例による。</p> <p>(サービス)</p> <p>第10条 職員のサービスについては、別に定める場合を除き、区長部局の職員の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年12月25日世教委規則第19号)</p> <p>この規則は、平成5年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成5年3月25日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成6年3月30日世教委規則第3号)</p> <p>この規則は、平成6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成7年3月31日世教委規則第7号)</p> <p>この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成8年3月29日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成8年10月17日世教委規則第4号)</p> <p>この規則は、平成8年11月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成9年3月27日世教委規則第1号)</p>	<p>の指導及び助言に関すること。</p> <p>乳幼児教育担当係長</p> <p>(1) 乳幼児教育・保育施策の推進及び幼稚園、保育所等との連携に関すること。</p> <p>(公文書等の取扱い)</p> <p>第8条 公文書等の取扱いについては、別に定める場合を除き、区長部局の例による。</p> <p>(個人情報取扱い)</p> <p>第9条 個人情報の取扱いについては、別に定める場合を除き、区長部局の例による。</p> <p>(サービス)</p> <p>第10条 職員のサービスについては、別に定める場合を除き、区長部局の職員の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年12月25日世教委規則第19号)</p> <p>この規則は、平成5年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成5年3月25日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成6年3月30日世教委規則第3号)</p> <p>この規則は、平成6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成7年3月31日世教委規則第7号)</p> <p>この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成8年3月29日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成8年10月17日世教委規則第4号)</p> <p>この規則は、平成8年11月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成9年3月27日世教委規則第1号)</p>

改正後	改正前
<p>この規則は、平成9年4月1日から施行する。 附 則（平成10年3月26日世教委規則第1号） この規則は、平成10年4月1日から施行する。 附 則（平成10年7月29日世教委規則第10号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成11年1月27日世教委規則第1号） この規則は、平成11年2月1日から施行する。 附 則（平成11年3月25日世教委規則第2号） この規則は、平成11年4月1日から施行する。 附 則（平成12年3月30日世教委規則第2号） この規則は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成13年3月28日世教委規則第4号） この規則は、平成13年4月1日から施行する。 附 則（平成13年9月28日世教委規則第19号） この規則は、平成13年10月1日から施行する。 附 則（平成14年1月10日世教委規則第2号） この規則は、平成14年1月11日から施行する。 附 則（平成14年3月29日世教委規則第6号） この規則は、平成14年4月1日から施行する。 附 則（平成15年3月25日世教委規則第1号） この規則は、平成15年4月1日から施行する。 附 則（平成15年10月17日世教委規則第7号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成16年3月25日世教委規則第4号） この規則は、平成16年4月1日から施行する。 附 則（平成17年3月25日世教委規則第5号） この規則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則（平成18年3月17日世教委規則第2号）</p>	<p>この規則は、平成9年4月1日から施行する。 附 則（平成10年3月26日世教委規則第1号） この規則は、平成10年4月1日から施行する。 附 則（平成10年7月29日世教委規則第10号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成11年1月27日世教委規則第1号） この規則は、平成11年2月1日から施行する。 附 則（平成11年3月25日世教委規則第2号） この規則は、平成11年4月1日から施行する。 附 則（平成12年3月30日世教委規則第2号） この規則は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成13年3月28日世教委規則第4号） この規則は、平成13年4月1日から施行する。 附 則（平成13年9月28日世教委規則第19号） この規則は、平成13年10月1日から施行する。 附 則（平成14年1月10日世教委規則第2号） この規則は、平成14年1月11日から施行する。 附 則（平成14年3月29日世教委規則第6号） この規則は、平成14年4月1日から施行する。 附 則（平成15年3月25日世教委規則第1号） この規則は、平成15年4月1日から施行する。 附 則（平成15年10月17日世教委規則第7号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成16年3月25日世教委規則第4号） この規則は、平成16年4月1日から施行する。 附 則（平成17年3月25日世教委規則第5号） この規則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則（平成18年3月17日世教委規則第2号）</p>

改正後	改正前
<p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。 附則（平成19年3月23日世教委規則第1号） この規則は、平成19年4月1日から施行する。 附則（平成20年3月27日世教委規則第6号） この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附則（平成21年3月27日世教委規則第4号） この規則は、平成21年4月1日から施行する。 附則（平成22年3月29日世教委規則第10号） この規則は、平成22年4月1日から施行する。 附則（平成24年3月30日世教委規則第3号） この規則は、平成24年4月1日から施行する。 附則（平成25年3月29日世教委規則第1号） この規則は、平成25年4月1日から施行する。 附則（平成26年3月14日世教委規則第2号） この規則は、平成26年4月1日から施行する。 附則（平成27年3月13日世教委規則第7号） この規則は、平成27年4月1日から施行する。 附則（平成28年3月25日世教委規則第8号） この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附則（平成29年3月17日世教委規則第4号） この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附則（平成30年3月30日世教委規則第6号） この規則は、平成30年4月1日から施行する。 附則（平成30年11月30日世教委規則第14号） この規則は、平成30年12月1日から施行する。 附則（平成31年3月29日世教委規則第4号） この規則は、平成31年4月1日から施行する。 附則（令和2年3月24日世教委規則第9号）</p>	<p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。 附則（平成19年3月23日世教委規則第1号） この規則は、平成19年4月1日から施行する。 附則（平成20年3月27日世教委規則第6号） この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附則（平成21年3月27日世教委規則第4号） この規則は、平成21年4月1日から施行する。 附則（平成22年3月29日世教委規則第10号） この規則は、平成22年4月1日から施行する。 附則（平成24年3月30日世教委規則第3号） この規則は、平成24年4月1日から施行する。 附則（平成25年3月29日世教委規則第1号） この規則は、平成25年4月1日から施行する。 附則（平成26年3月14日世教委規則第2号） この規則は、平成26年4月1日から施行する。 附則（平成27年3月13日世教委規則第7号） この規則は、平成27年4月1日から施行する。 附則（平成28年3月25日世教委規則第8号） この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附則（平成29年3月17日世教委規則第4号） この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附則（平成30年3月30日世教委規則第6号） この規則は、平成30年4月1日から施行する。 附則（平成30年11月30日世教委規則第14号） この規則は、平成30年12月1日から施行する。 附則（平成31年3月29日世教委規則第4号） この規則は、平成31年4月1日から施行する。 附則（令和2年3月24日世教委規則第9号）</p>

改正後	改正前
<p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年3月29日世教委規則第2号）</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年12月10日世教委規則第15号）</p> <p>この規則は、令和3年12月20日から施行する。</p> <p>附 則（令和4年3月11日世教委規則第3号）</p> <p>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和5年3月29日世教委規則第4号）</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和6年3月27日世教委規則第5号）</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和7年3月27日世教委規則第12号）</p> <p>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和8年3月27日世教委規則第〇号）</u></p> <p><u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年3月29日世教委規則第2号）</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年12月10日世教委規則第15号）</p> <p>この規則は、令和3年12月20日から施行する。</p> <p>附 則（令和4年3月11日世教委規則第3号）</p> <p>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和5年3月29日世教委規則第4号）</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和6年3月27日世教委規則第5号）</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和7年3月27日世教委規則第12号）</p> <p>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p>

所管部	現行組織	改正組織	部長 増減	課長 増減	係長 増減	改正内容
教育委員会事務局	<p>— 教育政策・生涯学習部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教育総務課 — 学校健康推進課 <ul style="list-style-type: none"> — 学校健康推進係 — 学校給食係 — 公会計担当係長 — 学校給食太子堂調理場 — 教育環境課 <ul style="list-style-type: none"> — 教育環境担当係長(8) — 生涯学習課 — 中央図書館 <ul style="list-style-type: none"> — 調整係 — 図書館事業推進担当係長(3) — 図書館運営係 — 地域図書館(12) — 副参事(教育施設担当) — 副参事(領域連携担当) — 副参事(地域生涯学習推進担当) 5 	<p>— 教育政策・生涯学習部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教育総務課 — 学校健康推進課 <ul style="list-style-type: none"> — 学校健康推進係 — 学校給食係 — 学校給食太子堂調理場 — 施設計画課 <ul style="list-style-type: none"> — 施設計画担当係長(2) — 施設整備課 <ul style="list-style-type: none"> — 施設整備担当係長(6) — 生涯学習課 — 中央図書館 <ul style="list-style-type: none"> — 調整係 — 図書館事業推進担当係長(3) — 図書館運営係 — 地域図書館(11) — 副参事(教育施設担当) — 副参事(領域連携担当) — 副参事(地域生涯学習推進担当) 5 	0	1	△ 2	<p>■給食費会計の公会計化が完了し、また、学校給食費の無償化に伴い、令和7年度をもって学校給食費会計を廃止することとなったため、公会計担当を廃止する。</p> <p>■年3校改築、暑熱対策をはじめとした業務をより円滑に進めるため、教育環境課を廃止し、計画・庶務機能を担う施設計画課、施設整備機能を担う施設整備課を新設する。</p> <p>■令和7年度末の指定管理者制度導入に伴い、梅丘図書館長を減員する。</p>

所管部	現行組織	改正組織	部長 増減	課長 増減	係長 増減	改正内容
教育委員会事務局	<p>— 学校教育部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 学校職員課 <ul style="list-style-type: none"> — 職員係 — 働き方改革推進担当係長(2) — 教職員福利係 — 教職員給与係 — 教育指導課 — 学務課 — 地域学校連携課 — 副参事(学校経営・教育支援担当) — 副参事(スポーツ推進担当) 	<p>— 学校教育部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 学校職員課 <ul style="list-style-type: none"> — 職員係 — 働き方改革推進担当係長(3) — 教職員福利係 — 教職員給与係 — 教育指導課 — 学務課 — 地域学校連携課 — 副参事(学校経営・教育支援担当) — 副参事(スポーツ推進担当) 	0	0	1	<p>■「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方推進プラン」(以下「働き方プラン」という。)について、令和8年度以降の取組みを拡充するとともに、事務の見直し・効率化を推進していくため、「働き方改革担当係長」を増設する。</p> <p>また、働き方プランに係る取組みを多く担っている地域学校連携課の体制を強化するため、「働き方改革担当係長」は地域学校連携課を兼務する。</p>